

72 修業年限臨時短縮に関する件に付東京高等師範学校等へ

通牒 [昭和十六年十一月]

発普二六六号 裁 十一月四日 文書課長  
定 十一月四日 文書課長  
送 発 11月4日 起案者 (注記1) (注記2) (権島)

昭和十六年十月二十八日起案

理事官 (稲田) (黒) (近藤)

師範教育課長 (中野) (稲田)

普通学務局長 (中野) (柴沼)

次官 (堀池) (柴沼) (清光)

文書課長 (清光) (金丸)

會計課長 (柴沼) (小林) (伊藤) (大野) (白方)

監査掛 (金丸) (稲田) (黒田) (清水)

年月日 局長

(下 札)

(注記5)

修業年限臨時短縮ニ関スル件

東京高等師範学校長  
広島高等師範学校長  
東京女子高等師範学校長  
宛

現下ノ時局ニ鑑ミ教育上ノ緊要ナル措置トシテ昭和十六年十月十六日文部省令第七十九号ヲ以テ高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ヲ臨時短縮スルコトト相成タルニ付テハ左記事項了承ノ上〔昭(抹消)和十六年度ノ卒業等可〕〔可〕然御取扱相成度此段依命通牒ス

(注記4)

記

一、卒業試験等ノ取扱

1. 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ本年十二月ニ卒業試験ヲ受クルコト能ハザル生徒<sup>(抹消)</sup>〔並ニ〕<sup>(加筆)</sup>〔及〕受験セルモ不合格トナリタル者ニ対シテハ昭和十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

2. 卒業式ハ昭和十六年十二月二十日以後ニ於テ之ヲ行フコト

二、臨時補習科ノ設置

本年度卒業者中大学入学志望者及未就職者ニ対シ<sup>(抹消)</sup>〔テ〕左記要領ニ依リ臨時補習科ヲ設クルコト

1. 名称 ○○<sup>(加筆)</sup>〔女子〕高等師範学校臨時補習科

2. 期間 昭和十七年一月ヨリ三月迄

3. 収容資格 本年度卒業者中大学学部入学志望者及未就職者

4. 学習内容 補習授業、勤勞作業等ヲ課シ、其ノ課程ハ各学校ニ於テ之ヲ定ムルコト

5. 修了証書 修了者ニ対シ修了証書ヲ交付スルコト

6. 臨時補習科生徒ニ対シテハ現在ノ予算ノ範囲内ニ於テ学資ヲ支給シ差支ナキコト

7. 本件ニ関スル学則ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

三、大学ニ入学ヲ志望シタル者ニ付テハ其ノ志望者、入学者及不合格者ノ氏名、出身学科名ヲ入学者決定後直ニ本省ニ報告スルコト

四、<sup>(加筆)</sup>〔第二項ニ掲グルモノノ外〕修業年限臨時短縮ニ伴フ<sup>(抹消)</sup>〔臨時〕

<sup>(加筆)</sup>〔臨時〕学則<sup>(加筆・抹消)</sup>〔ノ変更〕ハ直ニ本省ニ開申スルコト

五、昭和十七年度ノ卒業<sup>(加筆・抹消)</sup>〔予定〕期ハ昭和十七年九月<sup>(抹消)</sup>〔ト〕<sup>(加筆)</sup>〔二〕シ<sup>(加筆)</sup>〔テ〕卒業者ノ配当ハ卒業後直ニ之ヲ行フ<sup>(抹消)</sup>〔モノトス〕<sup>(加筆)</sup>〔予定ナルコト〕

昭和十六年十月八日

<sup>(加筆)</sup>〔以下参照〕 文部省専門学務局長 永井 浩

専門学校長宛

卒業期繰上実施ニ関シ留意方ノ件

九月六日付発專一七七号ヲ以テ卒業期繰上ノ件御内報致シタル処右繰上実施ニ伴ヒ留意ヲ要スベキ左記事項一応内定シタルヲ以テ御了知ノ上之ガ準備ニ遺憾無キヲ期セラルル様致度此段及御内報候

追而 本件ニ関シテモ正式決定ノ上何分ノ指示可有之ニ付御

含相成度

記

一、教授時数(講義、実習実験)ノ取扱ニ関スルコト

最終学年生徒ニ対スル授業ハ左ノ方法ニ依リ実施スルモノトス

(一)第二学期(自九月至十二月)中ニ本学年度ノ授業ヲ完結スル為教材ノ取捨繁簡宜シキヲ得教授効果ノ完璧ヲ期スベキコト

(二)毎週教授時数ハ五時間ヲ標準トシ増加シ得ルコト

(三)特ニ専門学科目ニ付テハ本学年度ノ授業ヲ完結スル様留

意スルコト

(四)卒業試験等ノ取扱ニ付テハ追テ通牒ノ予定

二、卒業セシムベキ時期ニ関スルコト

十二月二十六日ヨリ十二月二十八日ノ間ニ卒業式ヲ行フコト

ト

三、入学者ノ選抜ニ関スルコト

入学者ノ選抜ハ三月中ニ行フ予定ナルモ其ノ期日等ニ付テハ追テ通牒ノ予定

ハ追テ通牒ノ予定

四、本科以外予科、別科、研究科等ノ取扱ニ関スルコト

修業年限二年以下ノ予科、別科、研究科等ハ繰上ヲ為サザルコト

ルコト

五、就職等ニ要スル卒業証書記載方ニ関スルコト

「昭和十六年十二月繰上卒業ノ見込」ト記載スルコト

発專一九五号

昭和十六年十月十六日

文部省専門学務局長 永井 浩

官公私立専門学校長宛

専門学校ノ修業年限臨時短縮ニ関スル件

現下ノ時局ニ鑑ミ教育上ノ緊要ナル措置トシテ大学学部専門学校等ノ在学年限又ハ修業年限ヲ臨時短縮スルコトト相成タル処本月十六日勅令第九百二十四号及文部省令第七十九号ヲ以テ関係法令公布相成タルニ付テハ十分之ガ趣旨了承ノ上昭和十六年度ノ卒業及昭和十七年度ノ入学等ノ取扱方左記ニ依リ施行相成

度此段依命通牒ス

記

一、教授、卒業試験等ノ取扱

(一)昭和十六年文部省令第七十九号<sup>(抹消)</sup>第一条及<sup>(抹消)</sup>第二条ニ依

リ<sup>(抹消)</sup>本科並ニ修業年限三年以上ノ研究科及別科ノ<sup>(加筆)</sup>「ル」

卒業期ハ<sup>(加筆)</sup>昭和十六年十二月ト<sup>(抹消)</sup>シ左ノモノニ付テモ右

ニ準ジテ取扱フコト(但シ女子歯科医学専門学校ニ付テハ別ニ指示ス)<sup>(加筆)</sup>「スルコト」

ハ別ニ指示ス<sup>(加筆)</sup>「スルコト」

<sup>(抹消)</sup>「1. 本科及研究科ヲ以テ一課程トスル研究科」

<sup>(抹消)</sup>「2. 修業年限二年ノ別科ニシテ特ニ本省ノ指示スルモノ」

ノ

(二)教授、卒業試験等ノ取扱

1. 教授時数(講義、実験、実習)ノ取扱ニ関シテハ本年十月八日付専門学務局長内報ニ依ルコト

2. 休講ヲ抑止スルコトニ努ムルコト止ムヲ得ザル場合ハ代講又ハ時間割ノ転換ヲ行フコト

3. 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ卒業試験ヲ受タルコト能ハザル生徒ハ事前ニ届出デシメ其ノ病氣ノ場合ハ校医又ハ学校指定ノ医師ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ詳細ナル事由書ヲ添付セシムルコト

4. 前号ノ生徒及受験セルモ不合格トナリタルモノニ対シテハ十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

5. 第三号ノ手續ヲ為サズ卒業試験ニ欠席シタル生徒ニ対シテハ情状ヲ精査シ事情ニ依リテハ嚴重ナル処分

ヲ為スコト

6. 卒業式八十六年十二月二十六日ヨリ同二十八日迄ノ  
間ニ於テ之ヲ行フコト

二、入学ノ取扱

- (一) 十七年四月ニ入学セシムベキ生徒ノ入学試験ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト
- (二) 各専門学校ニ於テハ入学願書提出期日、入学試験期日、入学試験ノ方法等ヲ決定シタル時ハ直ニ本省ニ報告スルコト 但シ帝国大学及官立大学臨時附属医学専門部ノ入学試験期日ハ十七年三月八日ヨリトシ詳細ハ追而通知スルコト
- (三) 入学者ヲ決定シタル時ハ学科又ハ分科別ニ生徒定員及入学者数ヲ本省ニ報告スルコト

三、専門学校卒業生ノ大学入学ノ取扱

- (一) 十七年四月大学学部ニ入学セシムベキ学生ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト
- (二) 専門学校（之ニ準ズルモノヲ含ム）卒業生ニシテ大学学部ニ入学志望セントスル者ノ取扱ハ本年十月十六日付発  
專一九四号ニ依ルコト
- (三) 大学入学試験期日

1. 帝国大学及官立大学

	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
第一次	十七年一月卅一日迄	十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄

第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

専門学校卒業生ノ入学志望ハ第二次試験以下トシ第二次試験ノ入学願書ハ出身学校ヲ經由セシメ第三次試験ハ之ヲ省略スルコト 但シ第三次試験ノ入学願書ハ志望者ヨリ直接大学ニ提出セシメ願書ニ添付スベキ必要書類ハ志望ノ学部、学科ヲ出身学校ニ速報セシメ出身学校ヨリ当該大学宛至急送付スルコト  
尚右入学願書ノ經由ハ前年度以前ノ卒業生ニ付テハ之ヲ省略スルコト

(加筆)

2. 公私立大学学部ノ入学試験期日等ハ夫々ノ大学ヨリ報告アリ次第本省ヨリ通知スルコト

3. 大学入学志望者ニ対シテハ大学、学部、学科ノ選択等ニ付十分ナル指導ヲ為スコト

四、臨時補習科ノ設置

各専門学校ニ於テハ本年度卒業生中ニ大学入学志望者アリタル時ハ左ノ要項ニ依リ臨時補習科ヲ設クルコト

(一) 名称 ○○専門学校臨時補習科

(二) 期日 昭和十七年一月乃至三月

(三) 収容資格 本年度卒業生中大学学部入学志望者ノ全部

(四) 学習内容 補習授業、勤勞作業等ヲ課ス其ノ課程ハ各学校ニ於テ之ヲ定ムルコト

(五) 授業料 本科授業料年額ノ十二分ノ三以内ヲ徴収ス

ルヲ得ルコト 但シ十六年度本科授業料全

額ヲ徴収シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(六)修了証書 修了者ニ対シ修了証書ヲ交付スルコト

(七)本件ニ関スル学則ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

五、昭和十七年度授業開始

(一)十七年三月二十一日迄ニ入学者ノ発表ヲ終リタル学校ニ

於テハ必ず十七年四月一日ヨリ授業ヲ開始スルコト

(二)十七年三月二十二日以後ニ於テ入学者ノ発表ヲ為シタル

学校ニ於テハ必ず十七年四月五日迄ニ授業ヲ開始スルコ

ト

六、本件ニ関シテハ貴校限り臨時学則(学期、休業日、学科目、

学科課程、卒業等ニ関スル事項但シ授業料ニ付テハ別途通

牒ス)ヲ定メ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セス 但シ右臨

時学則ハ直ニ本省ニ開申スルコト

尚臨時補習科ハ第四項ニ依リ認可ヲ受クルコト

発專一九五号

昭和十六年十月十六日

(加筆  
写)

文部省専門学務局長 永井 浩

大学長宛

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル

件

現下ノ時局ニ鑑ミ教育上ノ緊要ナル措置トシテ大学学部等ノ在  
学年限又ハ修業年限ヲ臨時短縮スルコトト相成タル処本月十六

日勅令第九百二十四号及文部省令第七十九号ヲ以テ關係法令公

布相成タルニ付テハ十分之方趣旨ヲ了承ノ上昭和十六年度ノ卒

業及昭和十七年度ノ入学等ノ取扱方左記ニ依リ施行相成度此段

依命通牒ス

記

一、教授、卒業試験等ノ取扱

(一)教授時数(講義、実験、実習)ノ取扱ニ関シテハ本年十

月八日付専門学務局長内報ニ依ルコト

(二)休講ヲ抑止スルニ努ムルコト止ムヲ得ザル場合ハ代講又

ハ時間割ノ転換ヲ行フコト

(三)病氣其ノ他ノ事故ニ依リ卒業試験ヲ受クルコト能ハザル

学生ハ事前ニ届出デシメ其ノ病氣ノ場合ハ校医又ハ学校

指定ノ医師ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ詳細ナル事由書ヲ

添付セシムルコト

(四)前号ノ学生及受験セルモ不合格トナリタルモノニ対シテ

ハ十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

(五)第三号ノ手續ヲ為サズ卒業試験ニ欠席シタル学生ニ対シ

テハ情状ヲ精査シ事情ニ依リテハ嚴重ナル処分ヲ為スコ

ト

(六)単位制ヲ採ル学部(又ハ学科)ニ在リテハ最少在学年数

ヲ超工在学スル学生ニ対シ積極的ニ卒業試験ヲ受験セシ

メ必ず本年度卒業スル様勸奨スルコト

(七)卒業式ハ十六年一月二十六日ヨリ同二十八日迄ノ間ニ

於テ之ヲ行フコト

(ハ)予科最終学年生徒ニ対スル授業ハ例年通トスルコト  
二、学部及予科ノ入学ノ取扱

(一)十七年四月ニ入学セシムベキ学部学生及予科生徒ノ入学試験ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二)帝国大学及官立大学学部ノ入学ノ取扱

1. 入学試験期日

	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
第一次	十七年一月卅一日迄	十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄
第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

(加筆) 第一次試験ノ入学者発表期日ガ所定ノ期日ニ行ヒ難キ見

込アルトキハ本省ニ協議ノ上入学試験期日ヲ幾分繰上クルヲ得ルコト

2. 各大学ニ於テハ学部、学科別募集人員ヲ第一次試験乃至第三次試験共決定次第直ニ各高等学校(之ニ準ズルモノヲ含ム)ニ速報スルコト関係ノ専門学校ニ対シ第二次試験以下ニ付速報スルコト右ニ同ジ

3. 高等学校卒業生ノ入学願書ハ例年通出身学校ヲ經由セシムルコト但シ第二次試験以下ノ入学願書ハ志望者ヨリ直接大学ニ提出セシメ願書ニ添付スベキ必要書類ハ志望者ニ於テ出身学校ニ連絡シ出身学校ヨリ大学宛急送スルコト

4. 専門学校及実業専門学校(之ニ準ズルモノヲ含ム)

卒業生ノ大学学部入学志望ノ取扱ハ第二次試験以下トシ第二次試験ノ入学願書ハ出身学校ヲ經由セシムルコト但シ第三次試験ニ付テハ前号但書ニ準ズ  
尚右入学願書ノ出身学校經由ハ前年度以前ノ卒業生ニ付テハ之ヲ省略スルコト

5. 第一次学生募集ニ於テ定員ヲ超過セザル場合ニハ志望者全部ヲ入学セシメ更ニ第二次、第三次ノ学生募集ヲ行ヒ必ズ定員全部ヲ充タスコト

6. 入学者ヲ決定シタルトキハ第一次乃至第三次共其ノ氏名ヲ出身学校ニ速報スルコト

7. 大学学部入学試験科目ハ十七年二月二十日ヲ期シ各高等学校ニ於テ発表セシムベキヲ以テ十七年二月十八日迄二前年ノ例ニ依リ各高等学校ニ通知スルコト 同時ニ本省ニモ報告スルコト但シ入学試験期日ヲ繰上ゲタル大学学部アリタル時ハ本省ヨリ右期日ノ変更ニ付通牒スルコトアルベシ

8. 予科ノ入学者考查期日等ハ本省ニ協議ノ上決定スルコト

(加筆) 9. 文理科大学ノ入学志望者ニ付テハ本省ニ協議ノ上決定スルコト

(加筆) (三) 公私立ノ大学ニ於テハ学部及予科ノ入学願書提出期日、入学試験期日、入学試験ノ方法等ヲ決定シタル時ハ直ニ本省ニ報告スルコト 但シ学部入学願書ノ提出方法ハ前

## 項第四号ニ準ズ

- (四) 入学者ヲ決定シタル時ハ学部、学科又ハ予科ノ分科別ニ  
 学生生徒定員及入学者数ヲ直ニ本省ニ報告スルコト
- 三、昭和十七年度授業開始

(一) 十七年三月二十一日迄ニ入学者ノ発表ヲ終リタル学部  
 (学科又ハ予科) ニ於テハ必ず十七年四月一日ヨリ授業  
 ヲ開始スルコト

(二) 十七年三月二十二日以後ニ於テ入学者ノ発表ヲ為シタル  
 学部 (学科又ハ予科) ニ於テハ必ず十七年四月五日迄ニ  
 授業ヲ開始スルコト

- 四、本件ニ関シテハ貴学限り臨時学則 (学期、休業日、学科目、  
 学科課程、卒業等ニ関スル事項但シ授業料ニ付テハ別ニ通  
 牒ス) ヲ定メ実施シ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セズ但シ  
 右臨時学則ハ直ニ本省ニ開申スルコト

## 発專一九四号

昭和十六年十月十六日

文部省専門学務局長 永井 浩

## 大学長宛

実業学校卒業生及専門学校、実業専門学校等卒業生ノ  
 上級学校進学ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ予而実業学校卒業生及実業専門学校卒業生ニ付  
 配意相煩ハシ居リタル処現下ノ時局ニ鑑ミ一般ノ専門学校卒業  
 生ニ在リテモ同様ノ趣旨ヲ以テ取扱フ様致度ニ付テハ今後当分

ノ内左記要項ニ依リ実施相成度此段依命通牒ス

追而本通牒ハ一昨年十一月十七日附発実九四号及昨年十二月  
 九日附発実一〇四号通牒ニ代ルベキモノナルニ付為念申添フ

## 記

一、実業学校卒業生ノ大学予科進学ノ取扱

(一) 実業学校卒業生ノ大学予科入学志望ノ際ハ当該出身学校  
 長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトトシタルヲ以テ右推薦書  
 ノ添付ナキ入学願書ハ之ヲ受理セザルコト

(二) 大学予科ニ於テ実業学校卒業生ノ入学ヲ許可シ得ル数ハ  
 左ノ割合ヲ超過セザル範圍ニ止ムルコト

昭和十二年度以降五ケ年間ニ於テ毎年度入学ヲ許可  
 シタル生徒全数ニ対スル実業学校卒業生ニシテ入学  
 ヲ許可シタルモノノ割合ノ五ケ年平均但シ創設以来  
 五ケ年ヲ經過セザル予科ハ其ノ經過セル年数ニ依リ  
 右ニ準ジタル割合

二、専門学校及実業専門学校等卒業生ノ大学々部進学ノ取扱

(一) 専門学校及実業専門学校卒業生ニシテ大学学部入学志望  
 ノ際ハ当該出身学校長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトトシ  
 タルヲ以テ右推薦書ノ添付ナキ入学願書ハ之ヲ受理セザ  
 ルコト 但シ前年度以前ノ専門学校卒業生並ニ女子専門  
 学校卒業生ニ付テハ推薦書ハ之ヲ要セズ

(二) 大学学部ニ於テ専門学校及実業専門学校卒業生ノ入学ヲ  
 許可シ得ル数ハ左ノ割合ヲ超過セザル範圍ニ止ムルコト  
 昭和十二年度以降五ケ年間ニ於テ毎年度入学ヲ許可

シタル学生全数ニ対スル専門学校及実業専門学校卒業者ニシテ入学ヲ許可シタルモノノ割合ノ五ヶ年平均

尚前記期間ニ於テ実績ナキ大学学部ニ在リテハ本省ニ協議ノ上其ノ割合ヲ決定スルコト

(三) 大学学部ニ於テ専門学校及実業専門学校卒業者ヲ入学セシメ得ルハ当該大学予科修了者、高等学校高等科(之ニ準ズルモノヲ含ム)卒業者ヲ入学セシメ仍定員ニ余裕アル場合ニ限り且前号ノ大学々部入学許可員数ノ範囲内ナルコト

(四) 高等師範学校、女子高等師範学校及実業学校教員養成所卒業者ノ上級学校進学ニ付テハ専門学校ニ準ジ之ガ取扱ヲナスコト

但シ(一)文理科大学ニ付テハ本省ニ協議ノ上別ニ之ガ取扱ヲ定ムルモノトス(加筆)

(加筆) (一) 内ハ文理科大学宛ノミ

〔加筆〕  
〔写〕  
発專一九五号

昭和十六年十月十六日

文部次官 菊池 豊三郎

各地方長官宛

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件

今般表記ノ件ニ関シ別紙ノ通各学校長宛通牒相成タル処右管下ニ於テ専門学校ニ準ズル私立学校ニ付テハ文部省令第七十九号第二条ニ依リ修業年限ヲ短縮スルコトト相成タルニ付テハ専門学校ノ取扱例ニ準ジ御処理相成度此段通牒ス

追而修業年限ヲ短縮スベキ学校ニ付テハ其ノ校名、学科、卒業スベキ生徒数、位置(所在地)至急御回報相成度

発專一九五号

昭和十六年十月十六日

〔加筆〕  
〔写〕

文部省専門学務局長 永井 浩

高等学校長宛

高等学校入学考査及大学入学試験ニ関スル件

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ハ本年十月十六日勅令第九百二十四号及文部省令第七十九号ヲ以テ公布相成タル処曩ニ内報致置キタル通昭和十六年度ニ於テハ高等学校ノ卒業繰上ハ之ヲ行ハザルモ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ伴ヒ高等学校入学考査並ニ大学入学試験ヲ左記ノ通施行致スベキニ付御了知相成度此段通牒ス

記

一、高等学校入学考査

(一) 十七年四月入学セシムベキ高等科生徒ハ十七年三月三十一日迄ニ之ガ決定ヲ終ルモノトス

(二) 官立高等学校高等科ノ入学考査期日等ハ左ノ如シ

1. 入学願書提出期日 十七年一月十六日ヨリ同月三



十一日迄

2. 入学検査期日 十七年三月一日ヨリ

3. 入学者発表期日 十七年三月十五日頃迄

入学検査ニ関スル詳細ハ官報ニ告示ス

(三) 公立高等学校ニ於テハ右ニ準ズルモノトス

(四) 高等学校尋常科ノ入学検査ハ例ニ依ルモノトス

二、大学学部入学試験

(一) 各高等学校ニ於テハ十七年三月卒業スベキ生徒ニ対シ大  
学ノ入学志望ニ関シ大学、学部、学科ノ選択等ニ付十分  
ナル指導ヲナシ不入学者ヲ出ササル様第二次試験以下ノ  
志望ヲモ調査シ置ク等厳密ニ之ガ処置ニ当ルコト

(二) 帝国大学及官立大学入学試験期日等左ノ如シ

	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
第一次	十七年一月卅一日迄	十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄
第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

第一次試験ハ文理科大学ヲ除キ各大学共高等学校高等科

(之ニ準ズルモノヲ含ム) 卒業者ノミナルコト

第一次試験期日ハ大学学部ニ依リテハ幾分ノ繰上ゲアル  
ベキコト

第一次試験ノ入学願書ハ例年ノ通出身学校ヲ經由セシム  
ルモ第二次試験以下ハ之ヲ省略スルコト但シ第二次及第  
三次ノ入学願書ハ志望者ヨリ直接大学ニ提出セシメ願書

ニ添付スベキ必要書類ハ志望者ヲシテ出身高等学校ニ速  
報セシメ当該高等学校ヨリ大学宛急送スルコト

(三) 帝国大学及官立大学ノ入学試験科目ハ十七年二月十八日  
迄ニ各大学ヨリ送付シ来ルヲ以テ各高等学校ニ於テハ十  
七年二月二十日ヲ期シ発表スルコト

但シ大学ニ於テ入学試験期日ヲ繰上ゲタル学部アリタル  
時ハ本省ヨリ右期日ノ変更ニ付通牒スルコトアルベシ

(四) 公立ノ大学学部ノ入学試験期日等ハ夫々ノ大学ヨリ報  
告アリ次第本省ヨリ通知スルコト

昭和十七年度授業開始

三、昭和十七年度授業開始

昭和十七年度ノ授業ハ必ズ十七年四月一日ヨリ之ヲ開始ス  
ルコト

〔注記1〕

〔主務〕

〔注記2〕

「昭和十六年十月廿八日」

〔注記3〕

〔急〕

〔注記4〕

「会10・28」

〔注記5〕

「二九」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 わ一ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 東京高師等へ通

牒 修業年限臨時短縮ニ関スル件／番号 〃結了年月日 昭一六  
一 四／保存年限 ムキ／枚数 〃  
〔自大15年至昭16年 学校・図書館及博物  
館規則総規〕文部省<sup>㊟</sup> 3A.32-5.2410